

1. 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけ、平成 11（1999）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

本市においても、この基本法の趣旨を踏まえ、平成 13（2001）年に「第 1 次益田市男女共同参画計画」を策定し、以降、5 年ごとに計画の見直しを行ってきました。また、平成 26（2014）年には「益田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を市の重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取組を推進してきました。

しかしながら、令和 6（2024）年 12 月に実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、依然として固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感が残っている状況がうかがえます。また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化、人々の生活様式や価値観が多様化する中で、女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても、多様な生き方を可能にする環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、「第 4 次益田市男女共同参画計画」の計画期間が令和 7（2025）年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、国や本市の状況、新たな課題も踏まえた「第 5 次益田市男女共同参画計画」を策定しました。

2. 計画策定の背景

（1）持続可能な開発目標（SDGs）とジェンダー平等

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年を達成年限とする国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現を誓っています。

アジェンダの前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメント（能力強化）を達成する」と明記されており、目標 5 には「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

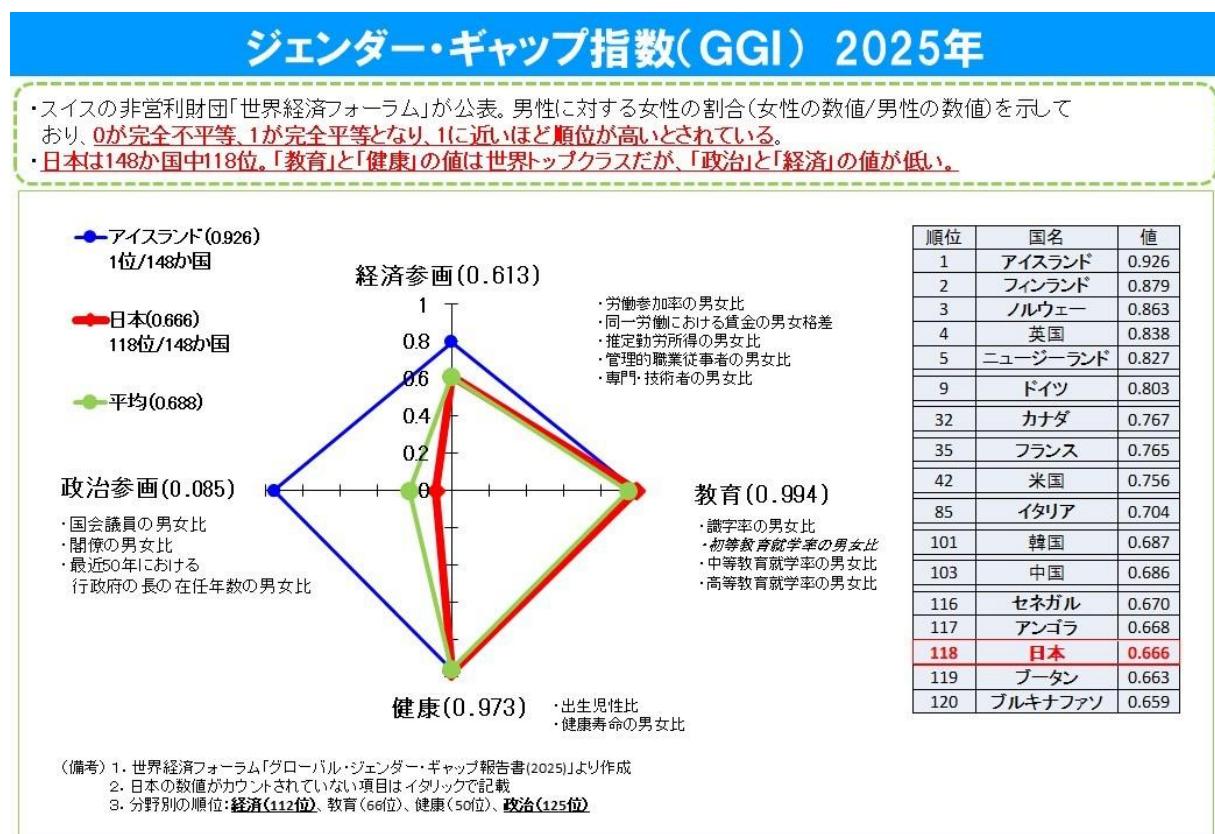
「ジェンダー」とは、生物学的な性差ではなく、社会的・文化的につくられた性別のことを持します。ジェンダー平等とは、性別にかかわらず、すべての人が責任や権利、機会を平等に分かち合い、あらゆる物事を共に決定できる状態を意味します。

現代社会では、固定的な性別役割分担意識などにより、性別によって役割や生き方が決めら

れてしまう不平等が見られます。こうした状況を踏まえ、ジェンダーを問い合わせし、すべての人の人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

(2) ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表する「ジェンダー・ギャップ指数」は、男女格差を「経済」「政治」「教育」「健康」の4分野で評価し、各国の男女格差を測る指標の一つとなっています。令和7(2025)年の日本の指数は0.666で、148か国中118位、先進7か国の中では最下位となっています。特に、「政治」と「経済」の分野の低さが全体の順位を下げています。



資料：内閣府

(3) 近年の国の動向

国においては、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、目指すべき社会として、次の4つが掲げられています。

【第5次男女共同参画計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～】

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

平成 30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。令和 3（2021）年には一部改正が行われ、環境の整備、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対応、人材育成等が明記されました。

令和元（2019）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が一部改正され、国や地方公共団体、労働者が 101 人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務づけています。

また、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。こうした中、困難な問題を抱える女性に対して、切れ目のない包括的な支援を行うことを目的に、令和 4（2022）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和 6 年（2024）4 月 1 日から施行されました。

（4）本市の動向

本市では、令和 3（2021）年 3 月に、目指すまちの将来像を「ひとが育ち 輝くまち 益田」と掲げた「第 6 次益田市総合振興計画」を策定しました。本計画では、横断目標と 7 つの基本目標を設定し、まちの将来像の実現に向けて行政が取り組む基本施策の一つとして「あらゆる分野での男女共同参画の促進」を明示しています。また、SDGs の考え方を取り入れ、地域課題を踏まえた共通目標として「益田市版 SDGs」を設定しています。

令和 3（2021）年に策定した「第 4 次益田市男女共同参画計画」では、「男女の人権の尊重」「安心・安全な暮らしの実現」「あらゆる分野における女性の活躍」「男女共同参画社会の実現に向けた環境整備」の 4 つの基本目標を掲げ、基本施策(8 項目)、具体施策(19 項目)、取組内容(39 項目)に基づき、男女共同参画の推進に取り組んできました。

「第 5 次益田市男女共同計画」においては、「益田市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、「益田市版 SDGs」のうち、①地域共生社会を実現しよう、③心身の健康と安心できる生活をみんなに、④子どもも大人も一緒に成長しよう、⑤「自分らしく」を尊重しよう、⑧「このまちで働きたい」をかなえよう、⑩平等なまちを実現しよう、⑪魅力ある地域の暮らしをいつまでも、⑯公平・公正と安心・安全をみんなに、⑰協働で目標や課題に取り組もう、の 9 つのゴールを意識しながら、施策を推進していきます。

■益田市版 SDGs ■

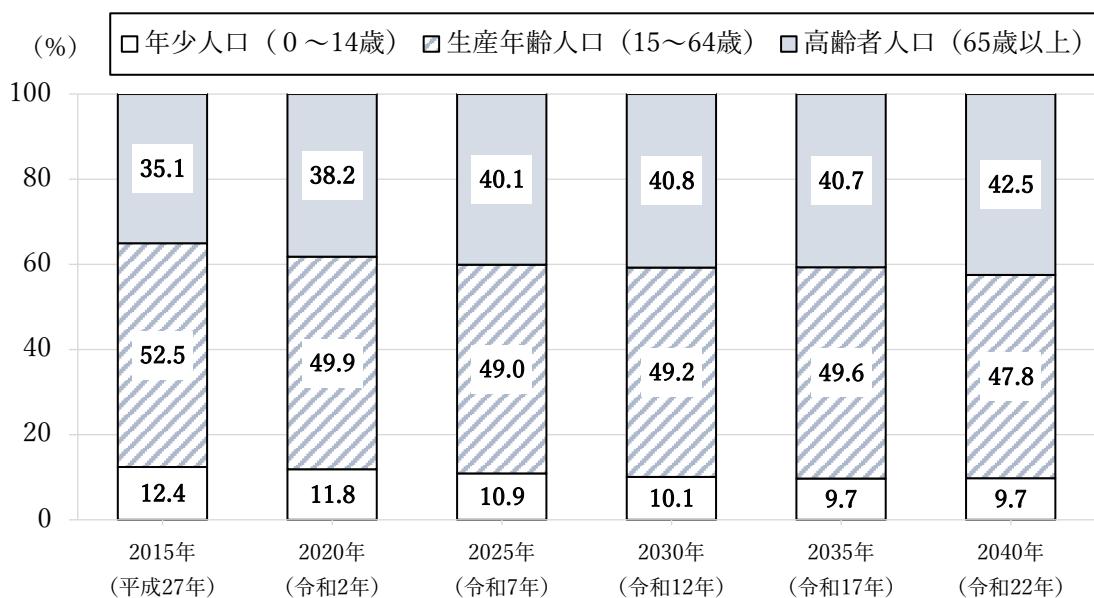
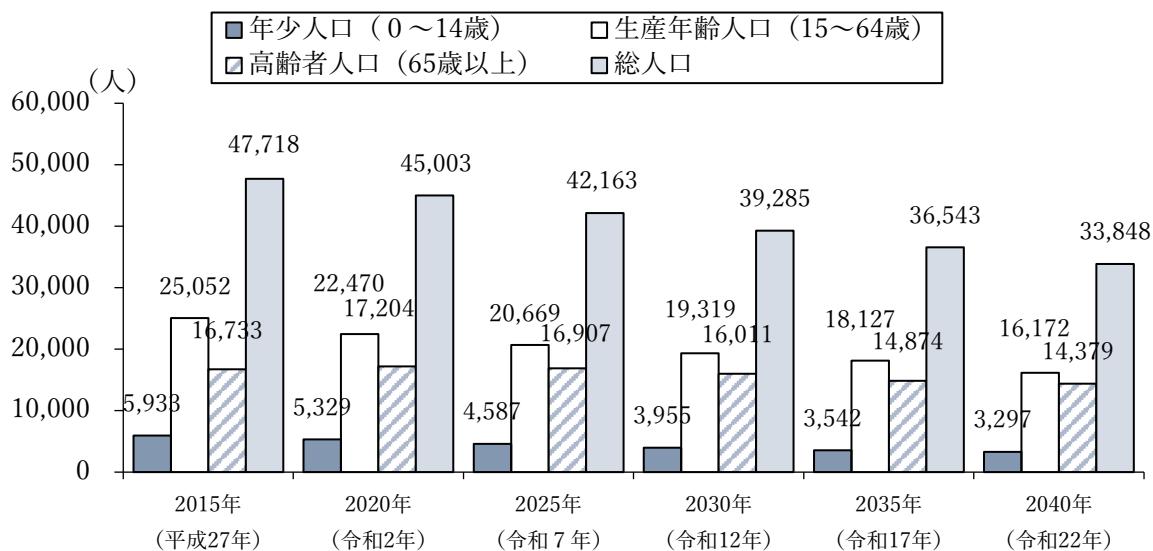
 <p>① 益田市版 SDGs</p>	<p>①地域共生社会を実現しよう</p> <p>一人ひとりが抱える問題に寄り添い、市民みんなで地域共生社会を実現するまち</p>	 <p>⑩ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑩平等なまちを実現しよう</p> <p>互いの人権を尊重し、誰もが暮らしやすい社会が実現するまち</p>
 <p>② 益田市版 SDGs</p>	<p>②地産地消でより豊かな生活を</p> <p>地産地消により、生活の質が向上するまち</p>	 <p>⑪ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑪魅力ある地域の暮らしがいつまでも</p> <p>地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまち</p>
 <p>③ 益田市版 SDGs</p>	<p>③心身の健康と安心できる生活をみんなに</p> <p>生涯を通じて心身ともに健康で、子どもから高齢者まで安心して生活ができるまち</p>	 <p>⑫ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑫資源ロスの少ないまちに</p> <p>限りある資源を有効に活用した、ロスの少ないまち</p>
 <p>④ 益田市版 SDGs</p>	<p>④子どもも大人も一緒に成長しよう</p> <p>地域の中で子どもたちの「生きる力」を育み、大人も一緒に成長できるまち</p>	 <p>⑬ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑬自然災害に強くしなやかなまちに</p> <p>平時から自然災害に備え、災害が起こっても強くしなやかに対応できるまち</p>
 <p>⑤ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑤「自分らしく」を尊重しよう</p> <p>性差に関わらず、誰もが自分らしく生活できるまち</p>	 <p>⑭ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑭豊かな日本海を守ろう</p> <p>美しい日本海と、その恵みを活かした水産業が受け継がれるまち</p>
 <p>⑥ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑥豊かな水辺環境を守ろう</p> <p>高津川を始めとした美しい水辺環境がいつまでも残るまち</p>	 <p>⑮ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑮豊かな森林と美しい田畠を守ろう</p> <p>豊かな森林・美しい田畠の景観と、その恵みを活かした農林業が受け継がれるまち</p>
 <p>⑦ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑦自然を活かしたエネルギーでクリーンなまちに</p> <p>バイオマスなどの自然を活かしたエネルギーが供給できるまち</p>	 <p>⑯ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑯公平・公正と安心・安全をみんなに</p> <p>公平・公正で開かれた行政運営のもと、誰もが安心・安全を感じられるまち</p>
 <p>⑧ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑧「このまちで働きたい」をかなえよう</p> <p>地域を支える産業が安定して営まれ、「このまちで働きたい」をかなえるまち</p>	 <p>⑰ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑰協働で目標や課題に取り組もう</p> <p>市民みんなの協働により、あらゆる目標や課題に取り組むまち</p>
 <p>⑨ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑨時代に適応した産業・通信基盤をつくろう</p> <p>先端技術を活用し、新たな時代に適応できる産業基盤や通信基盤が整備されたまち</p>		<p>益田市版 SDGs について 詳しくはこち (市公式ウェブサイト)</p>

(5) 本市を取り巻く状況

① 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本市の総人口は、令和2（2020）年には45,003人であり、本計画の目標年となる令和12（2030）年には5,700人程度減少し、39,285人と予測されています。
- 年齢区分別でみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口割合は一貫して減少傾向で推移しています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



資料：2020年（令和2年）までは国勢調査、2025年（令和7年）以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

② 家族類型別の一般世帯の推移

- 本市の家族類型別の世帯総数は、平成 27（2015）年から 5 年間で 177 世帯減少し、令和 2（2020）年には 18,805 世帯となっています。一方で、単独世帯は 650 世帯増加し、6,135 世帯となっています。
- 全世帯総数に占めるひとり親と子どもから成る世帯の割合は、平成 22（2010）年は 8.79%、平成 27（2015）年は 8.83%、令和 2（2020）年では 9.21% と増加しています。

■家族類型別的一般世帯の推移■

(単位：世帯数)

	人口 (人)	世帯総数 (不詳を含む)	親族世帯			非親族を含む世帯	単独世帯		
			核家族		核家族以外				
			夫婦のみ	夫婦と子ども					
平成 22 年	50,015	19,193	4,865	4,158	1,688	3,285	123 5,073		
平成 27 年	47,718	18,982	4,848	4,048	1,677	2,772	132 5,485		
令和 2 年	45,003	18,805	4,750	3,832	1,732	2,166	105 6,135		

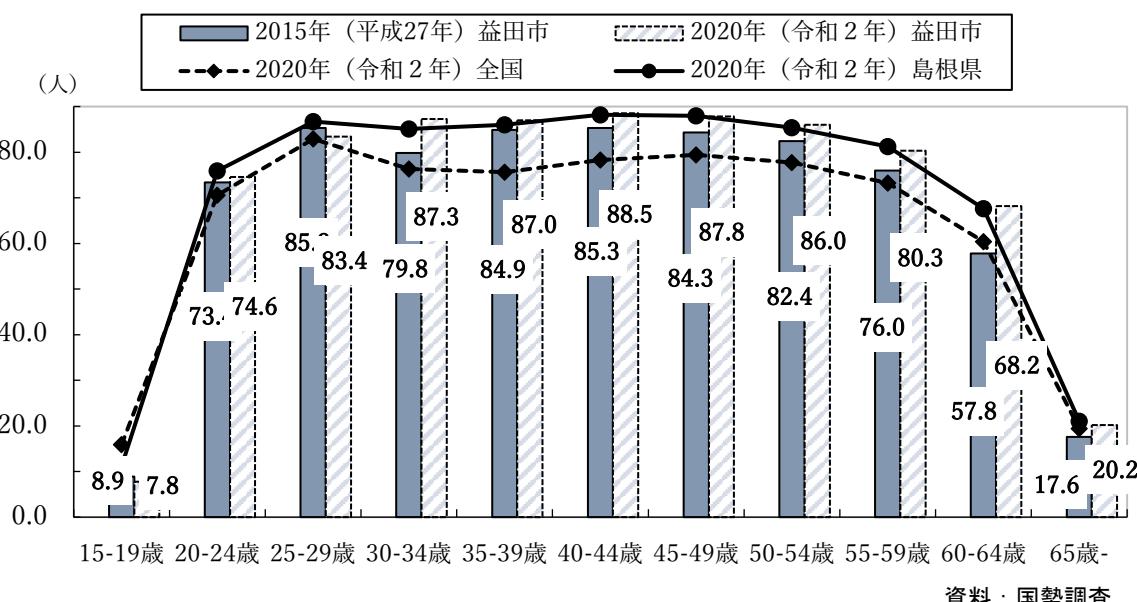
資料：国勢調査、人口等基本集計、小地域集計

世帯総数に占める ひとり親世帯の割合 H22 8.79% H27 8.83% R2 9.21%
単独世帯の割合 H22 26.4% H27 28.9% R2 32.6%

③ 女性就業率の推移

- 平成 27（2015）年と令和 2（2020）年を比較すると、20 歳以上の年代は、25-29 歳を除き、いずれも就業率が増加しています。特に、30-34 歳、60-64 歳は増加幅が大きくなっています。

■女性就業率の推移■



資料：国勢調査

④ 審議会等への女性の参画率

- 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在、審議会等への女性の参画率は島根県 48.7%、県内市町村の平均値 29.3%、益田市 32.1%でした。
- 5 年前の令和 2 (2020) 年と比較すると微増しているものの、令和 7 (2025) 年数値目標である 40%は達成できていない状況です。

■県及び市町村における審議会等への女性の参画率■

令和 7 年 4 月 1 日現在

	審議会等数	うち 女性を含む審 議会等	委員実数(人)		女性参画率(%)	
				うち 女性(人)	※参考 R2. 4. 1 現在	
島根県	119 (休止中・委員不在 等 21 審議会を含む)	—	1, 463	712	48. 7	47. 2
県内市町村	707	613	8, 671	2, 538	29. 3	25. 8
益田市	52	48	783	251	32. 1	29. 4

資料：島根県女性活躍推進課調査

⑤ 地方議会における女性の議員の割合

- 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在、島根県議会の女性議員の割合は 11.4%、益田市議会の女性議員の割合は 15%です。
- 10 年前の平成 27 (2015) 年と比較すると、地方議会における女性議員の割合はいずれも微増しています。

■地方議会における女性の議員の割合■

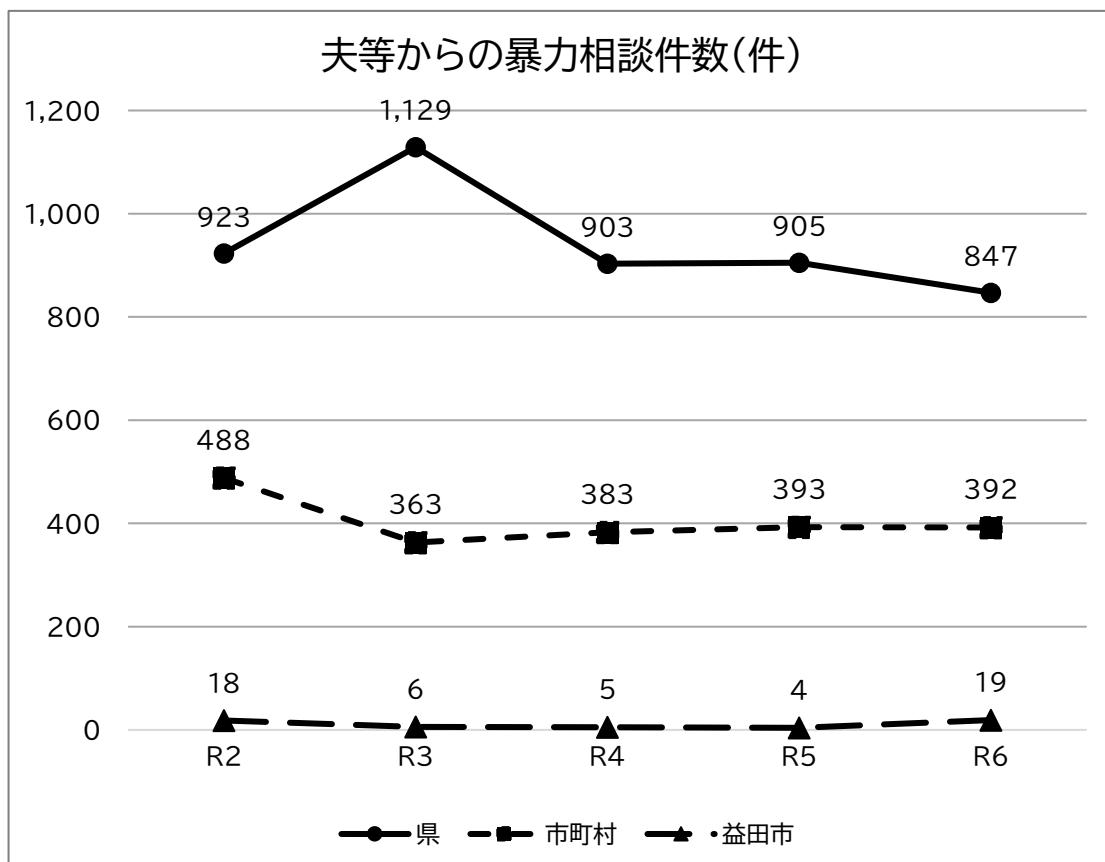
	島根県	益田市
平成 27 年	8. 1%	9. 1%
令和 7 年	11. 4%	15. 0%

※平成 27 年数値は 12 月 31 日現在

⑥ 相談窓口における夫等からの暴力を主訴とする相談件数

- 県及び市町村の相談窓口における相談件数は概ね横ばいで推移しており、DVが減少しない状況が続いている。
- 令和6（2024）年度の市の相談窓口における相談件数は19件で、前年度より大幅に増加しています。

■夫等からの暴力を主訴とする窓口相談件数(島根県調べ)■



資料：配偶者暴力に係る相談件数（女性相談センター）、夫等の暴力件数（青少年家庭課）

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

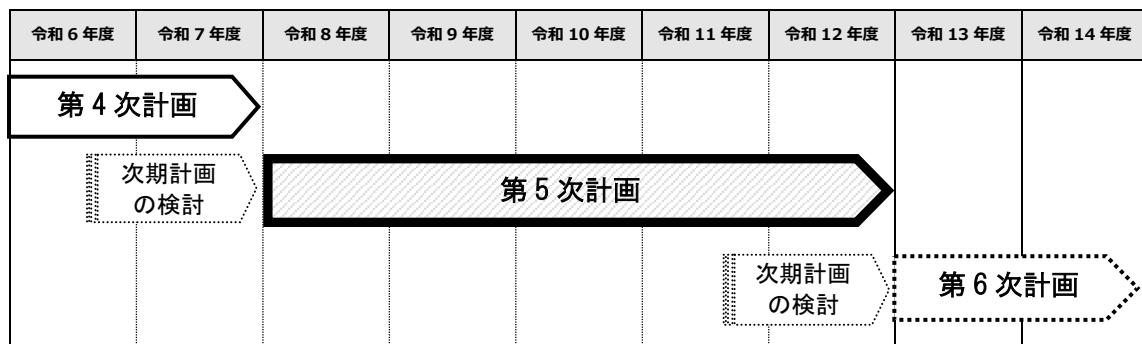
配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、社会的、経済的な
ど、あらゆる形の暴力行為をいう。

3. 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、また「益田市男女共同参画推進条例」第9条の規定により策定するものです。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」として位置づけます。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画（DV防止基本計画）」として位置づけるとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画（困難女性支援基本計画）」として位置づけます。
- 本計画は、市の最上位計画である「益田市総合振興計画」や関連する諸計画との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



5. 基本理念

本計画では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念を踏まえ、益田市男女共同参画推進条例に規定している7つの基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指します。

□男女共同参画社会基本法の5つの基本理念

基本 理 念	①男女の人権の尊重
	②社会における制度又は慣行についての配慮
	③政策等の立案及び決定への共同参画
	④家庭生活における活動と他の活動の両立
	⑤国際的協調

□益田市男女共同参画推進条例の7つの基本理念

基本 理 念	①男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
	②ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
	③社会における制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること、及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
	④男女が社会の対等な構成員としてそれぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重され、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
	⑤家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会における活動に対等に参画することができること。
	⑥妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること、及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
	⑦男女共同参画社会の形成の促進に関する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。